

山口県立病院法人化委員会設置要綱

(目的)

第1条 山口県立病院の地方独立行政法人化を円滑に進めるため、必要な事項を審議する機関として、山口県立病院法人化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人化基本方針に関すること
- (2) 法人の組織・運営に関すること
- (3) 人事給与・財務会計の諸制度に関すること
- (4) 評価制度に関すること
- (5) 中期目標・中期計画に関すること
- (6) その他地方独立行政法人の設立に当たり必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者を健康福祉部長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、委員会を総理する。

2 委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則公開とし、会議結果は公表する。

(部会)

第 8 条 第 2 条に定める事項について、具体的な検討等を行うため、委員会の下に部会を置く。

2 部会に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

(委員以外の意見聴取)

第 9 条 委員長は、必要に応じて、委員以外の者から意見を聴くことができる。

2 前項の意見聴取の方法は、委員会への招致及び委員長が指名する者による個別聴取によるものとする。

(事務局)

第 1 0 条 委員会の庶務は、健康福祉部医務保険課において処理する。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 8 月 3 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

組織する者
山口県健康福祉部長
山口県健康福祉部審議監 (保健・地域医療担当)
山口県立総合医療センター院長
山口県立こころの医療センター院長
次に掲げる者のうち、健康福祉部長が選任する者 外部有識者 (学識経験者)